

◎新潟県告示第852号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第3項の規定により、木崎濁川土地改良区から区画整理事業新崎地区に係る換地処分をした旨の届出があった。

平成25年7月5日

新潟県新発田地域振興局長